

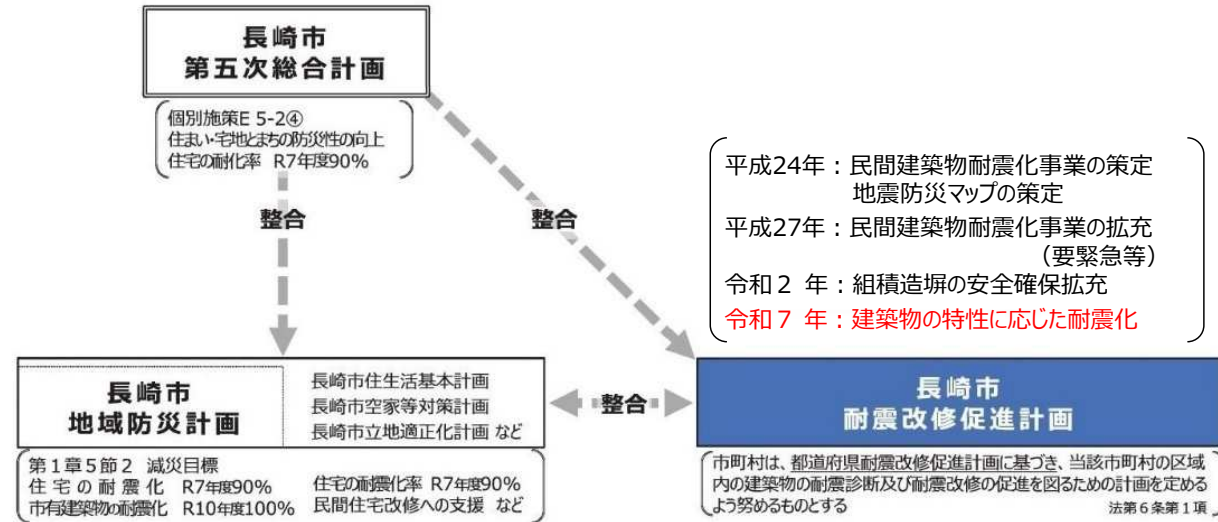
# 長崎市耐震改修促進計画の概要 (令和7年度更新版)

## 第1章 計画の目的

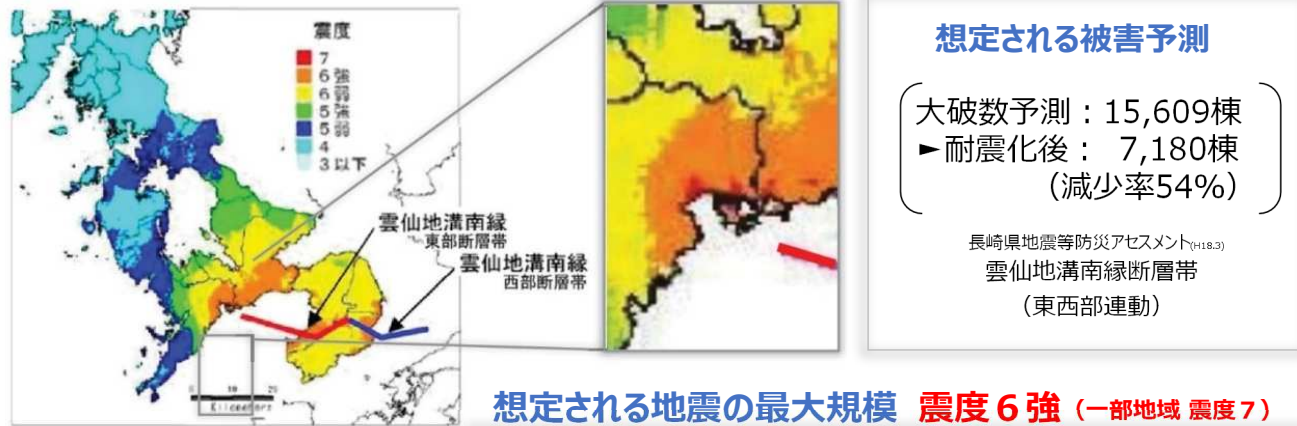
市民が安全で安心して住み続けられるまちをつくる

建築物の耐震化を促進し、地震による建物の被害及び市民の人命や財産の損失を未然に防止する

- 平成7年1月の阪神・淡路大震災
  - 平成18年法改正
  - 平成19年
  - 平成20年
- 国「耐震改修促進法」制定
  - 「国の基本的な方針」策定
  - 「長崎県耐震改修促進計画」策定
  - 「長崎市耐震改修促進計画」策定



## 第2章 現状と目標



### 耐震化率の計画期間における想定

住宅	令和6年度実績	令和12年度までに
住宅	91.0%	概ね解消の見込み
多数の者が利用する建築物	91.4%	概ね解消の見込み
要緊急安全確認大規模建築物	88.5%	概ね解消の見込み

住宅		単位 (%)					
R6現状	R7	R8	R9	R10	R11	R12推計	
91.0	91.6	92.2	92.9	93.5	94.1	概ね解消	
戸建住宅 88.2	89.1	89.9	90.8	91.7	92.5	-	
共同住宅 93.6	94.2	94.5	94.9	95.2	95.5	-	
多数の者が利用する建築物		単位 (%)					
R6現状	R7	R8	R9	R10	R11	R12推計	
91.4	92.2	92.9	93.7	94.4	95.2	概ね解消	
要緊急安全確認大規模建築物		単位 (%)					
R6現状	R7	R8	R9	R10	R11	R12推計	
88.5	90.4	90.4	90.4	92.3	92.3	概ね解消	

## 第3章 施策に関する事項

### 民間建築物への特性に応じた対応 (支援等)

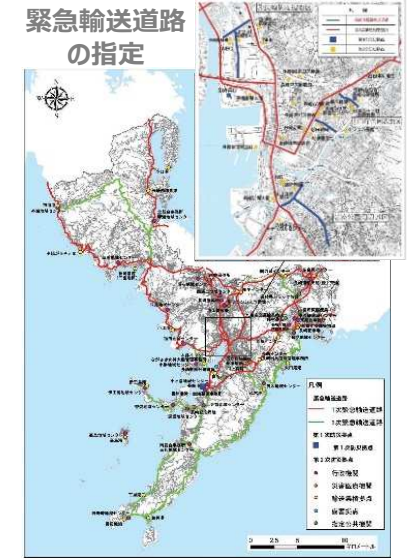
- 住宅
  - 多数の者が利用する建築物
  - 緊急輸送道路沿道建築物
  - 要緊急安全確認大規模建築物
- 支援継続の検討
  - 自主的改修の啓発
  - 必要に応じて助成
  - 啓発の継続

### 総合的な安全対策

- C B 塀・外壁・窓ガラス・天井・エレベータ・エスカレータ・給湯設備・崖 (指導)

### その他

- 環境整備 (技術の普及等)
- 市独自の緊急輸送道路を追加指定
- 地震防災マップの公表 (揺れやすさマップ、地域危険度マップ)



## 第4章 啓発及び知識の普及

### 耐震化に関する啓発

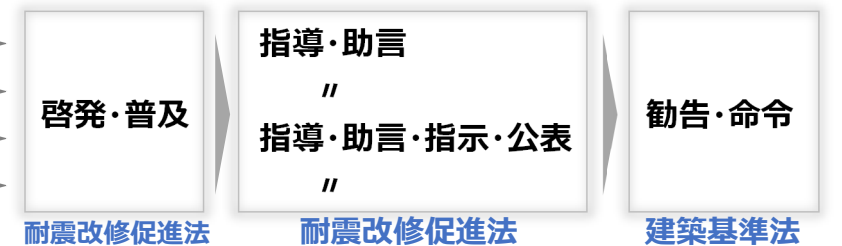
- 市民への啓発 (各媒体、SNS、相談会、個別訪問他)
- 建築関係事業者への啓発 (事業等に伴う知識技術の向上)
- 自主的な地震対策の推進 (家具や家電の転倒防止等)

### 知識の普及

- 相談体制 (指導課、関係団体、県)
- 情報提供 (施工者への新たな知識・技術)

## 第5章 法による指導等

- 住宅
- 多数の者が利用する建築物
- 緊急輸送道路沿道建築物
- 要緊急安全確認大規模建築物



## 第6章 防災に関する連携

### 長崎県住宅・建築耐震関係連絡調整会議

(県内特定行政庁、消防機関、建築関係団体より組織)

参考: 防災面における建築物の特性

- 法的な重要性
- 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化促進
- 面的な防災力の向上
- 緊急輸送道路沿いの沿道建築物の把握と耐震化促進
- 人的被害の抑制
- 多数の者が利用する建築物の耐震化促進
- 耐震化促進の基盤
- 既存耐震不適格建築物への継続的な対応

### 計画期間の延長

計画期間を令和12年度末(2031年3月)まで延長

